

令和 5 年 12 月 14 日 総務文教委員会 議事録
13 時 00 分 開会

○出席委員 (7 人)

委員長 小田上 尚典

副委員長 中川 智之

委員 中野 友博、小出 哲義、西村 一啓、山崎 年一、寺岡 公章

議長 北地 範久

○欠席委員 なし

○小田上委員長 それでは、定足数に達していますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長に御挨拶をいただきたいと思います。

市長。

○入山市長 総務文教委員会の開催、ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○小田上委員長 ありがとうございます。

委員会での質疑につきましては、会議規則第 56 条の規定では 3 回までとなっておりますので、御協力のお願いを申し上げますとともに、再質問の必要がないよう、簡明なる御答弁をあわせてお願い申し上げます。

執行部におかれましては、答弁をされる際は挙手をしていただき、委員長から指名を受けてください。答弁するときは、課名と職名を名乗ってから答弁してください。発言される際にはマイクのスイッチを入れ、マイクに近づいて発言をしていただければと思います。

それでは、議事日程にしたがって進めさせていただきます。

日程第 1、議案第 90 号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明がある旨聞いておりますので、お願いいたします。

長くなる場合は、座って説明いただいて構いません。

総務課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 それでは、議案第 90 号について補足説明をさせていただきます。資料はありませんので、口頭での説明になります。

会計年度任用職員の給与改定についてですが、会計年度任用職員の給料表は、常勤一般職員の給料表の 1 級から 3 級までを使用して定めております。常勤一般職員について給料表の改定があった場合には、会計年度任用職員が年度単位の任用であることを考慮し、原則、翌年度から改定を行っていたところです。

このたびの常勤一般職員の給料改定に伴い、国からの通知などを踏まえて検討した結果、フルタイム勤務の会計年度任用職員の給料については、フルタイム勤務であるため、常勤

一般職員と同様に、令和5年度当初、4月1日に遡って適用することとし、パートタイム勤務の会計年度任用職員報酬についても、適用時期を前倒して、令和6年1月1日から適用しようとするものです。

本市の場合、フルタイム勤務は原則として、保育所のクラスの副担任を担当する保育士及び子育て支援センターで主担当を担う保育士のみ適用しており、それ以外の会計年度任用職員は、パートタイム勤務ということにしています。

なお、フルタイム勤務の会計年度任用職員については、給料の改定に伴って、今年度既に支払っている給料、時間外勤務手当及び期末手当について差額が発生をしますので、その差額についても支給をするということになります。

また、地方自治法の改正によって、来年度から会計年度任用職員についても勤勉手当が支給できることとなりましたので、本市においても条例を改正し、常勤一般職員と同様に支給しようとするものです。

勤勉手当の支給によって、会計年度任用職員のモチベーションを高め、より効果的な行政運営、市民サービスの向上につながるものというふうに考えております。

勤勉手当の支給割合については、常勤一般職員と同様に、1回当たり1.025、1会計年度当たり2.05とし、期末手当とあわせて、1会計年度当たりのボーナスの支給割合を、合計4.5にしようとするものです。

補足説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○小田上委員長 ありがとうございます。

これより、本件に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第2、議案第91号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。また、補足説明はない旨をあらかじめ聞いております。

これより、本件に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

山崎委員。

○山崎委員　よろしくお願ひします。

物価高騰対策給付金についてお伺いをいたします。

内閣府の地方創生推進室から、11月29日に自治体に対して、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」の公布・施行を踏まえた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の取扱いについてという、事務連絡のようなものが出されたと思います。

この事務連絡について、事前通告の制度がないものですから、急に伺って申し訳ないんですが、説明をお願いいたしたいんですが、よろしくお願ひします。

○小田上委員長　地域介護課副参事。

○中川地域介護課副参事兼福祉総務係長　地域介護課の中川です。内容についての説明ということではよろしいでしょうか。

先ほどもおっしゃいましたように、物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律ということで、11月29日に通知を受けております。この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、低所得者世帯支援枠を活用して支給する給付金について、差し押え等ができないという通知でございます。

概要につきましては、まず、対象となる世帯なんですけれども、物価高騰対策給付金として、市町村が低所得者世帯で規定する世帯に支給する7万円上限という給付金については、差し押え禁止及び非課税の対象としますという通知の内容でございます。差し押えができない、あと、非課税の対象になるということでございます。

以上です。

○小田上委員長　山崎委員。

○山崎委員　すみません。今回の給付金ですが、先ほどおっしゃったように、要するに低所得世帯ということで支給して、差し押さえるというようなことはしないでほしいという通達だと思いますが、そういった中で、なぜこのような通達が出されたのか。今回に限って出されたような気がするんですが、以前においても、こういった差し押えはいけませんよというような通達があったのかどうか。

それで結局、全ての給付金や支援金を、出したけれども差し押さえるというようなことが、自治体によったらあったというようなことのようにございまして、本市においても、そういった給付金や支援金を差し押さえるということの事例があったかのように、私は、今までのこのいきさつの中で把握しておるんでありますが、そういったことがあるのは、滞納しておられるわけですから、仕方がない部分もあるかと思うんでありますが、そのことでの、実際にそういう事例があって、トラブルがあったかどうかということをお伺いをいたします。

それから、今回の通知については、低所得世帯への周知という部分も、通達の中に入っております。差し押さえてはいけませんよということと同時に、低所得者世帯に対して、しっかりと通知をなさいと、差し押さえたらいけないですよということまで通知なさいという通達だったと思うんですね。

非常にここは大事なところでありまして、受け取った側からすれば、滞納しておるから、いつ差し押さえられるか分からないということで、非常に心配な部分もあると思うと同時に、今回の通達では、7万円までは差し押さえちゃいけませんよと。それ以上に給付する自治体はありますわね。

例えば、自治体によると3万円給付するとかいうような事例があるんですけども、そういう部分については、押さえちゃいけんということは書いてない。要するに7万円は押さえちゃいけませんということで、それ以外の給付金については触れてないというのが、今非常に、この通達の中で大事なところだと思う。

それを1つ伺いたいのと、ついでに言っておきます。今回の給付金の支給した制度そのものを告知しなさいという条項もあります。要するに、給付しただけでは駄目ですよと。なぜこの給付金が給付されるのか、そして、この給付金は、行政としては、さっき言ったように、差し押さえてはいけない。同時に、広報などで市民に周知しなさいという条項まで、この通達には入っています。非常に大事な部分だったと思うんですね。

そういったところについて、では、今後、急に言って申し訳ないんですが、大竹市としてどう通知をするのか、そういったことも必要だと思うんです。広報に載せるのはもちろんですけども、給付された人たちに、どういった趣旨の給付金で、この給付金については差し押さえちゃいけないのですよというようなことまで通知しなさいということでありますから、そういった通知をどうされるかということについては、検討されていらっしゃるのかどうか。また、今後検討して、ぜひ、通知はしてもらわないといけないと思うんですが、そういったところについて、考えをお伺いします。

○小田上委員長 副参事。

○中川地域介護課副参事兼福祉総務係長 ちょっと順番にお答えさせていただきます。

まず、この差し押えの通知について、今までであったかどうか、今回が初めてかという部分なんですけれども、実はこの非課税給付金事業というのは令和3年度から始まって、令和3年度、令和4年度、10万円給付金と言われたものがございました。その後、電力・ガス・食料品の価格高騰に対する給付金として、5万円、3万円というものがありませんでした。差し押えができない、非課税としますというところできてなくて、私が聞いたところによると、生活保護世帯の方が振り込まれた口座から何か引き落とされたとか、差し押さえられ、差し押えという言い方を本人はされてたんですが、中身まで分かりませんが、その1件、伺ったことがあります。

これは、この間に最初の非課税給付金10万円の支給のときには、差し押えというのが出ておりませんでした。差し押えができない、非課税としますというところできてなくて、私が聞いたところによると、生活保護世帯の方が振り込まれた口座から何か引き落とされたとか、差し押さえられ、差し押えという言い方を本人はされてたんですが、中身まで分かりませんが、その1件、伺ったことがあります。

恐らくそういうことを踏まえたうえで、差し押え等にはできませんというのを正式に、国がこちらに、通知という形ではないんですけども、そういうふうな取り扱いをしなさいということで連絡が来たのが、終わった3万円の給付金、このときに差し押えができない旨を、受給をされた方たちに通知をしなさいというのが来ましたので、大竹市としては、各支給をするときに、振り込みの際には通知を出すんですけども、その中に、これはできないものですからということでお知らせをしております。

また、ホームページの中でも、まだ消さずに、そのままこの給付金は差し押え等ができ

ませんということを残しております。正式に通知が、今おっしゃいましたけど、国からこういう形で来たのは、恐らく今回、ちゃんとした通知としては初めてではないかと思います。

ちょっと今重複しましたがけれども、過去に差し押え等があったんではないかということにつきましては、本市の支給窓口としては、直接は聞いておりません。ただ、生活保護世帯の方がそういうことがあったというのは、間接的に耳に入りました。

あと、周知する方法なんですけれども、差し押えができない旨の周知方法については、まず、今度、市広報1月号に載せるんですけれども、その中にも一応記載をさせてもらっております。また、あわせて市ホームページにも掲載しております。

対象者となる方には、最初に確認書というのを送りますので、恐らくというか、他の自治体も同じようなやり方をするんですけれども、確認書というのを送って、それが返ってきて、受理された方から順番にお振り込みさせていただくんですけれども、対象というのは市である程度絞って、恐らくこの方が該当になるだろうという方に確認書を出しますので、その中にチラシをつけて、この給付金はこういふことで給付します、該当の方はこういふ方です、こういふふうな手続をしてくださいという内容をつけております。もちろん内容は、市広報にも同じようなことを載せています。

基本、最初に、対象者を絞って出すんですけれども、漏れがないように市広報等でお知らせはするんですが、未申告の方が結構おられて、未申告の方については、申告をされたら、ひょっとしたら対象になるかもしれませんというような通知で対応させていただいております。

以上です。

○小田上委員長 山崎委員。

○山崎委員 差し押さえる担当課がいらっしゃると思うんですが、地域介護課は支給される場所ですね。差し押さえる担当課の方はどうでしょうかという、現在までそういったことの事例について伺います。

○小田上委員長 市民生活部長。

○中村市民生活部長 すみません、ちょっと現時点で、私がこの場で把握できておりませんので、そういった状況があったかどうかというのは分かりません。ただし、差し押さえる場合は、基本的に生活ができる限度の、それ以上のものは差し押さえできないと思いますので、そういう認定をされたかどうかというところが基準であろうかというふうに思っております。

以上です。

○小田上委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田上委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、総務文教委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

13時18分 閉会